

固定資産税・都市計画税資産明細書の記載誤りについて

河内長野市が納税者に発送しました平成25年度固定資産税・都市計画税納税通知書に同封しておりました「固定資産税・都市計画税資産明細書」（資産が16件以上の所有者用。以下「オーバーフロー分」といいます。）の一部に、資産を重複記載するという誤りがありました。

なお、納税通知書に記載した課税標準額や税額について、誤りはありません。

【経過】

◎平成25年5月1日

納税通知書を発送（41,264通のうちオーバーフロー分は1,087通）

◎平成25年5月27日

午後4時ごろ、市内の納税者からの電話問い合わせで、誤りを発見する。

【誤りの内容】

◎資産明細書に物件（土地・家屋）が重複して記載されている。

◎対象者41名。

◎原因は明細書を一括印刷するプログラムの不具合によるもの。

【今後の対応】

◎対象の41人のうち、未対応の40人に対し、自宅訪問や電話連絡等を行い、謝罪のうえ正しい資産明細書と差し替える。

◎市といたしましては、このようなことはあってはならないことと重く受け止め、反省するとともに、今後二度とこのような誤りが起きぬよう、チェック体制の充実を施してまいります。

【問い合わせ先】

河内長野市役所 市民生活部 税務課

電話 0721-53-1111（内線152、368）